

議案第 6 4 号

市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 1 6 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条の 3 第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、第 1 項の規定により住居手当の支給を受ける職員が本市の区域内に所在する同項の住宅を借り受けている場合における住居手当の月額は、前項の規定により算出した額に 1 0 , 0 0 0 円を加算した額に相当する額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 1 0 条の 3 の規定は、令和 3 年 4 月以後の月分の住居手当について適用し、同年 3 月以前の月分の住居手当については、なお従前の例による。

(検討)

- 3 市は、この条例の施行後3年を目途として、この条例による改正後の規定の実施状況を勘案し、当該規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果を踏まえ必要な措置を講ずるものとする。

理 由

職員の市内居住の促進を図るため、市内に居住する職員に係る住居手当の額を引き上げる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。